

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月28日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第18号

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程

第1条 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(主任技術者の選任等) 第11条 (略) 2・3 (略) 4 指定事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、 <u>選任しようとする者が同時に2以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</u>	(主任技術者の選任等) 第11条 (略) 2・3 (略) 4 指定事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、 <u>1の事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。</u>

第2条 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務処理の原則) 第3条 指定事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。）、条例、藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第2号）、泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第10号）、四條畷水道	(業務処理の原則) 第3条 指定事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法施行規則」という。）、条例、藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第2号）、泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第10号）、四條畷水道

事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第20号）、大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第3号）、阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第11号）、豊能地域水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第12号）、忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第13号）、熊取水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第4号）、田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第14号）、岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第15号）、太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第21号）、河南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第5号）、千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号）及びこの規程並びにこれらの規程の規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第20号）、大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第3号）、阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第11号）、豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第12号）、忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第13号）、熊取水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第4号）、田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第14号）、岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第15号）、太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第21号）、河南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第5号）、千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号）及びこの規程並びにこれらの規程の規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第3条 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（業務処理の原則）</p> <p>第3条 指定事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法</p>	<p>（業務処理の原則）</p> <p>第3条 指定事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「法施行令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「法</p>

施行規則」という。)、条例、大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和6年大阪広域水道企業団管理規程第17号）及びこの規程並びにこれらの規程の規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

施行規則」という。)、条例、藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第2号）、泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第10号）、四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第20号）、大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第3号）、阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第11号）、豊能地域水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第12号）、忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第13号）、熊取水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第4号）、田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第14号）、岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第15号）、太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第21号）、河南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和3年大阪広域水道企業団管理規程第5号）、千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号）及びこの規程並びにこれらの規程の規定に基づく企業長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和6年3月31日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定は令和6年10月1日から施

行する。

（能勢町との水道事業の統合に伴う経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に、廃止前の能勢町指定給水装置工事事業者に関する規則（平成9年能勢町規則第135号）の規定によりなされた指定、処分、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。